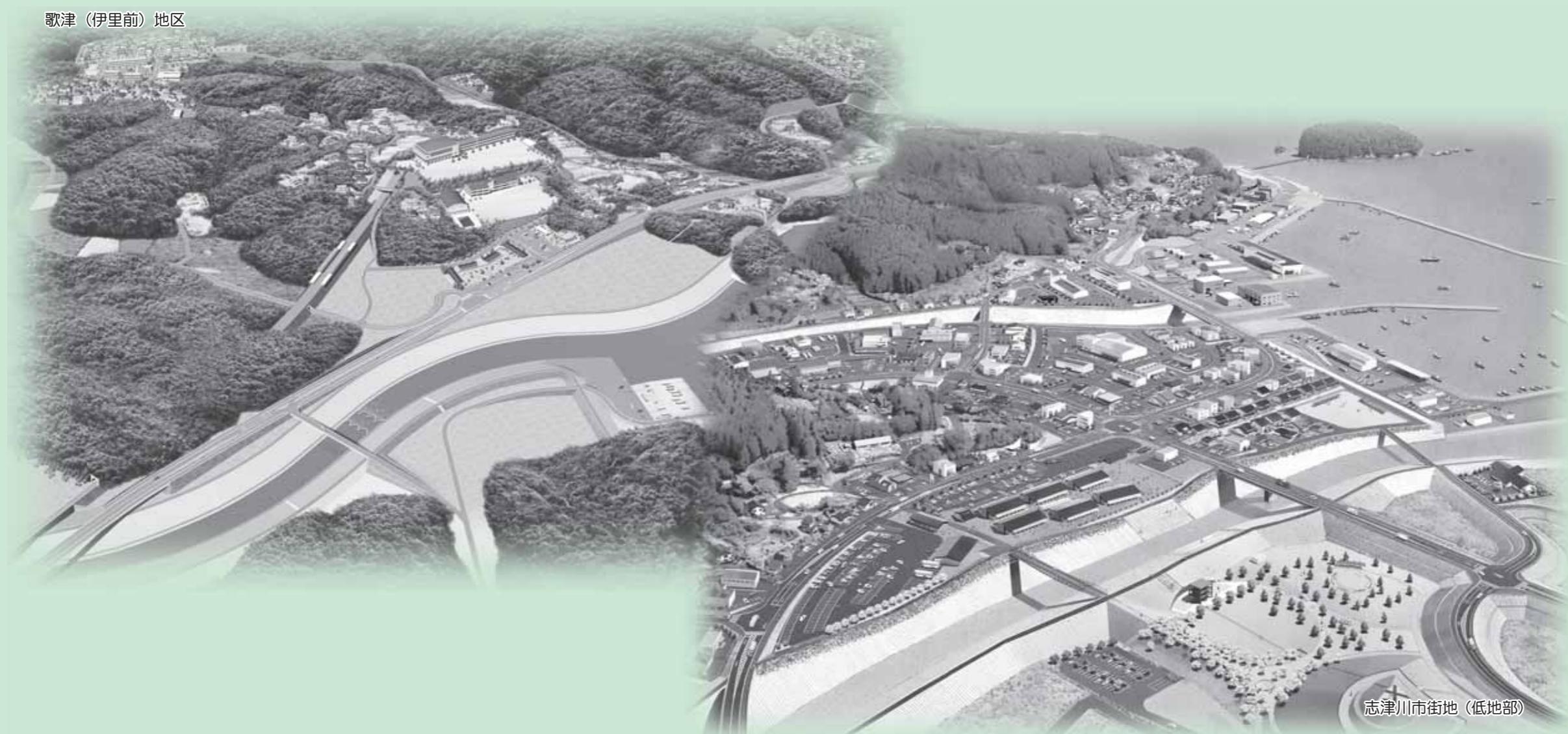


# 平成28年度 施政方針

平成28年3月8日(火)、平成28年南三陸町定例議会において、  
町長が表明した施政方針についてお知らせします。



推進するため、引き続き国、県事業と一体的な展開を図り、効率的かつ迅速に復興事業全体を積極的に推進してまいります。

現在、住まいの再建については高台移転のための団地造成、災害公営住宅建設が進められておりますが、平成28年度内にはすべての計画団地が完成予定であります。新しい高台住宅地が順次完成していく中でコミュニティの絆を深め、町民主体による協働のまちづくりを進めてまいります。また、市街地の整備を進め、第1次産業を主軸としながら商業・観光業との連携を図り、賑わい創出を進めてまいります。

政策展開の方向性といったしまして平成28年度は、平成27年11月に南三陸町総合計画審議会より答申を受け完成した町の最上位計画である「南三陸町第2次総合計画」の初年度であり、今後、平成37年度まで計画的に事業を実施し、町の将来像の具現化に向け努力してまいります。

本計画では、震災後に策定されたまちづくりを引き続き進めてまいります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から5年が経過し、平成27年度末には集中復興期間が終了いたします。しかし、今なお多くの被災者が仮設住宅等で暮らしている現実があるとともに、長期避難者の心のケアや産業・なりわいの再生など、復興のステージの進展に伴う新たな課題も生じております。

国においては、安倍政権が掲げる「地方創生」のもと、ほぼすべての自治体において各地方の創生に向けた総合戦略が策定され、意欲的なチャレンジを様々な支援策によつて応援する仕組みとなつております。本町といたしまして

は、先般策定した「南三陸町第2次総合計画」の具現化、及び地方創生に向けた「南三陸町総合戦略」において、具体的な成果目標とこの地域の特性に即した課題の解決に取り組み、地方創生のモデルとなる復興の実現を図つてまいります。

また、東日本大震災からの「創造的復興」、被災者の生活再建と産業再生に向け、志津川地区及び伊里前地区の低地部において賑わいの創出を図るための商店街の整備や、それに伴う国道・県道の整備、役場庁舎・歌津総合支所の建設にも着手し、行政機能を戻しつつ復興の更なる加速化を

